

○第87回農薬専門調査会評価第二部会（非公開）

日時：令和2年1月27日（月）14：00～15：20

議事概要：

（1） 1-メチルシクロプロペン

・審議の結果、1-メチルシクロプロペンの経口暴露による厳密な意味での許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を求めることはできないと考えられた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録申請における使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えられたとし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事に報告することとなった。

\* 植物成長調整剤で、りんご、なし等に使用します。今回、すもも、バナナ等への適用拡大申請がされています。